

- ・ 当院は、以下の事項について健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、東北厚生局長に届出を行って診療している保険医療機関です。

【厚生労働大臣の定める施設基準の届出事項】

当院は、厚生労働大臣の定める以下の施設基準について届出しています。

【基本診療料/医科】

- 地域一般入院料1
- 療養病棟入院基本料1
- 障害者施設等入院基本料 13：1
- 超急性期脳卒中加算
- 救急医療管理加算
- 医師事務作業補助体制加算2
- 診療録管理体制加算2
- 急性期看護補助体制加算
- 特殊疾患入院施設管理加算
- 看護補助加算
- 療養環境加算
- 重症者等療養環境特別加算
- 療養病棟療養環境加算 1
- 栄養サポートチーム加算
- 医療安全対策加算2・
医療安全地域連携加算2
- 感染対策向上加算3
- 患者サポート体制充実加算
- 後発医薬品使用体制加算
- データ提出加算2
- 入退院支援加算1・
地域連携診療計画加算
- 認知症ケア加算2
- せん妄ハリスク患者ケア加算
- 精神疾患診療体制加算1
- 回復期リハビリテーション病棟入院料 1
- 看護職員処遇改善評価料23
- 外来・在宅ヘルスアップ 評価料(Ⅰ)
- 入院ヘルスアップ 評価料40
- 情報通信機器を用いた診療に係る
基準
- 入院時食事療養（Ⅰ）及び
入院時生活療養（Ⅰ）

【基本診療料/歯科】

- 歯科点数表の初診料の注 1 に規定
する施設基準
- 歯科外来診療医療安全対策加算1
- 歯科外来診療感染対策加算1

【特掲診療料/医科】

- がん性疼痛緩和指導管理料
- 二次性骨折予防継続管理料2
- 二次性骨折予防継続管理料3
- 下肢創傷処置管理料
- 夜間休日救急搬送医学管理料の注3
に規定する救急搬送看護体制加算
- ニコチン依存症管理料
- がん治療連携指導料
- 薬剤管理指導料
- 医療機器安全管理料 1
- 検体検査管理加算（Ⅱ）
- 心臓カテーテル法による諸検査の血管
内視鏡検査加算
- 時間内歩行試験及びシャトルウォーキング テスト
- 神経学的検査
- ロービジョン検査判断料
- コンタクトレンズ検査料 1
- C T 撮影及びMR I 撮影
- 抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- 無菌製剤処理料
- 心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
- 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- がん患者リハビリテーション料
- 集団コミュニケーション療法料
- 人工腎臓
- 導入期加算Ⅰ
- 透析液水質確保加算
- 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- 脳刺激装置植込術（頭蓋内電極植込術を含む）
及び脳刺激装置交換術
- 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激 装置交換術
- ベースメーカー移植術及びベースメーカー交換術
- 大動脈バルーンポンプ法（IABP法）
- 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
- 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- 医科点数表第2章第10部手術の
通則16に掲げる手術
- 輸血管理料Ⅱ
- 輸血適正使用加算
- 麻酔管理料（Ⅰ）
- 酸素の購入単価

【特掲診療料/歯科】

- 歯科治療時医療管理料
- クラウン・ブリッジ 維持管理料
- CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- 歯科技工加算1及び2
- 歯科口腔リハビリテーション料2
- 歯科外来・在宅ヘルスアップ 評価料(Ⅰ)
- 歯科技工士連携加算1及び
光学印象歯科技工士連携加算

・入院施設に関する事項

2病棟・3病棟：一般病棟入院基本料（地域一般入院料1） 13：1 各54床

時間帯の配置は次のとおりです。

朝8時40分～夕方16時40分まで、看護職員1人当たりの受け持ち人数は7～8人以内です。

夕方16時40分～深夜24時40分まで、看護職員1人当たりの受け持ち人数は18人以内です。

深夜24時40分～朝8時40分まで、看護職員1人当たりの受け持ち人数は18人以内です。

看護補助者1人当たりの受け持ち人数は18人以内です。

深夜23時40分～朝8時40分まで、看護職員1人当たりの受け持ち人数は25人以内です。

5病棟：障害者病棟（障害者施設等入院基本料 13：1）58床

時間帯の配置は次のとおりです。

朝8時40分～夕方16時40分まで、看護職員1人当たりの受け持ち人数は8人以内です。

夕方16時40分～深夜24時40分まで、看護職員1人当たりの受け持ち人数は17人以内です。

深夜24時40分～朝8時40分まで、看護職員1人当たりの受け持ち人数は25人以内です。

6病棟：療養病棟（療養病棟入院1）52床

時間帯の配置は次のとおりです。

朝8時40分～夕方16時40分まで、看護職員1人当たりの受け持ち人数は7人以内です。

看護補助者1人当たりの受け持ち人数は7人以内です。

夕方16時40分～深夜24時40分まで、看護職員1人と看護補助者1人にて

それぞれの受け持ち人数は46人以内です。

深夜24時40分～朝8時40分まで、看護職員1人と看護補助者1人にて

それぞれの受け持ち人数は46人以内です。

7病棟・8病棟：回復期リハビリテーション病棟1 10：1 57床

時間帯の配置は次のとおりです。

朝8時40分～夕方16時40分まで、看護職員1人当たりの受け持ち人数は7人以内です。

看護補助者1人当たりの受け持ち人数は13人以内です。

夕方16時40分～深夜24時40分まで、看護職員1人当たりの受け持ち人数は26人以内です。

深夜24時40分～朝8時40分まで、看護職員1人当たりの受け持ち人数は26人以内です。

・入院診療計画、入院時食事療養（Ⅰ）及び入院時生活療養（Ⅰ）、

院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制について

○ 入院の際には、医師をはじめ関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し、7日以内に文書でお渡ししております。

○ 入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）を算定すべき基準に係る届出を行っております。特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は栄養管理士の管理の下に、適時（夕食は18時）適温にて提供しております。

○ 厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

○ 第6病棟(療養病棟)を除き食堂加算を頂いております。

・入院食事療養費について

当病院では、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

・後発医薬品使用体制加算について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を推進しており「後発医薬品使用体制加算」の届出を行っております。

後発医薬品とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。先発医薬品より安価で、効き目や安全性は先発医薬品と同等であると認められた医薬品になります。

- ・医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整えております。
- ・医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があります、その際は患者様にご説明いたします。

・コンタクトレンズ装着を目的に眼科的検査を行った場合の料金等について

当院眼科は、「コンタクトレンズ検査料Ⅰ」（200点）を届出しております。

初診 291点 再診 76点

医師名 齋藤 公子

専門医の有無 有

・選定療養費等に関する事項

- ①通算して入院期間が180日を超えた日以後の入院に係る療養費として入院患者様より1日につき、2,288円（税込）をご請求させて頂いております。
- ②患者さんの希望により医科点数表に定められた算定上限を超えて個別療法を行う場合の実費負担金額

脳血管疾患等リハビリテーション料	2,695 円
脳血管疾患等リハビリテーション料（要介護被保険者）入院	1,617 円
廃用症候群リハビリテーション料（要介護被保険者）	1,980 円
廃用症候群リハビリテーション料（要介護被保険者）入院	1,188 円
運動器リハビリテーション料（Ⅰ）	2,035 円
運動器リハビリテーション料（Ⅰ）（要介護被保険者）入院	1,221 円
心大血管リハビリテーション料（Ⅰ）	2,255 円

③う蝕治療の継続管理 自己負担金額

う蝕	2,200 円
----	---------

④特別の療養環境の提供

患者さんの療養環境の向上を図るため、特別の療養環境(特別室)を提供しています。

個 室	特別室番号	料金(税込)
	2病棟 - 201号室・202号室	8,800円
	3病棟 - 301号室・302号室	
	2病棟 203号室・205号室・206号室・207号室 208号室・210号室	4,400円
	3病棟 303号室・305号室・306号室・307号室 308号室・310号室	
	5病棟 520号室	
	6病棟 616号室・617号室・618号室	
	7病棟 716号室	
	8病棟 816号室	
	5病棟 - 501号室	3,300円
	6病棟 - 601号室	
	7病棟 - 701号室	
	8病棟 - 801号室	

⑤紹介状を持たない初診（特定療養費）	250 円
--------------------	-------

・施設基準が設けられた手術の実績（令和6年1月から12月）

医療点数表 第2章 第10部 手術の通則 5及び6に掲げる手術

区分2（イ）	ペースメーカー交換術	0件
その他の区分	水頭症手術（シャント手術）	0件

・透析患者様の下肢末梢動脈疾患に対する取り組みについて

当院では、慢性維持透析を行っている患者様全員に対し、定期的にフットケアを実施しております。その際、必要に応じて下肢末梢動脈疾患に関する検査を行っております。検査の結果により必要時、更に精密検査をさせて頂き、専門的な治療が必要と判断した場合はその旨をご説明し同意を頂いた上で、当院にて治療を開始させていただきます。

・保険外負担に関する事項

当院では以下の項目について、その必要に応じた実費負担をお願いしております。

項 目	金額 (消費税込)
診断書料(公的給付金とは関係ない文章の発行)	別記載
容器代	別記載
X線フィルムコピー	1,100円
X線フィルムコピー (C D-ROM)	1,100円
おむつ代(紙おむつ)	165円
おむつ代(尿とりパッド)	55円
妊娠反応検査	2,750円
血型自費検査料 (希望検査)	2,200円
病衣 (入院)	1日85円
トリキュラー28錠	2,200円
ザガーロ (1錠)	300円
診療録の開示料 カルテコピー代	1枚 10円
診療録の開示料 画像コピー代	1枚 1,100円
浴衣	4,510円
ご遺体処置のみ	11,000円
ご遺体処置と浴衣	15,510円
ご遺体処置と浴衣と下着	16,310円
長時間個室安置料 (6時間以上)	4,400円
電話代	実費

なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての徴収や「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切行って降りません。

文書料・診断書料（公的給付金とは関係ない文章の発行） 消費税込

病院用紙	診断書	1,650円
	証明書	1,100円
	死亡診断書	2,200円
保険会社	入院・通院・手術死亡証明書	4,400円
	障害診断書	5,500円
	照会文書	5,500円
	自賠責診断書	4,400円
	自賠責明細書	4,400円
	自賠責後遺障害診断書	5,500円
公的機関	身体障害者診断書	5,500円
	特別障害者手当認定診断書	5,500円
	診断書（精神障害者保険福祉手帳用）	5,500円
	自立支援医療診断書	3,300円
	「重度かつ継続」に関する意見書（追加用）	3,300円
	特別児童扶養手当認定診断書	3,300円
	障害児福祉手当認定診断書	3,300円
	年金診断書	5,500円
	受診状況等証明書	1,650円
	成年後見用診断書	11,000円
	指定難病臨床調査個人票	4,400円
	特定疾患治療医療機関追加申請書	3,300円
	肝炎治療受給者証交付診断書	4,400円
	就労可否証明書（ハローワーク提出）	1,650円
	おむつ使用証明書	1,100円
	通院証明書（自動車税減免）	1,100円
	酸素濃縮器使用指示証明書	1,100円
	運転免許更新診断書（認知症用）	4,400円
	運転免許更新診断書（脳・心疾患用）	1,650円
	学校安全会証明書	無料
労災	障害補償給付支給請求書（様式第10号） ※様式第7号とセット	4,400円
	アフターケア更新診断書（様式第3号）	3,000円
その他	健康診断書	1,650円
	補装具交付（修理）意見書	無料
	補装具診断書	無料

容器代（投薬瓶・軟膏壺・点眼瓶）

消費税込

投薬瓶	30 ml	55円
	60 ml	55円
	100 ml	77円
	200 ml	100円
	300 ml	140円
	500 ml	200円
軟膏壺	5 g	22円
	10 g	33円
	20 g	33円
	30 g	44円
	50 g	55円
	100 g	110円
	500 g	220円
その他	点眼瓶	33円
	ニフレックボトル（2L）	220円

※容器を返還した場合に、当該容器本体部分が再使用できるものについて 当該実費をお返しします。

・明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行することと致しました。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。